

議案第79号

福岡市中心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年9月12日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に鑑み、所要の改正を行う等の必要があるによる。

福岡市中心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

福岡市中心身障害者扶養共済制度条例（昭和47年福岡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項各号を次のように改める。

- (1) 精神の機能の障がいにより年金の受領及び管理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第9条第7項中「行なう」を「行う」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。